

議第百二十三号

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

（岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第三号中「幼児」の下に「第二十九条第二項の表及び」を加える。

第二十九条第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表にお

いて同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、 定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--

（岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「健康診断を行わせた」を「健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、 定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--

第二十五条第二項第一号中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、乳幼児に対する健康診査の内容が、児童福祉施設が行うべき健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする等のため、この条例を定めようとする。